

# 足利市中小企業融資制度のご案内

令和6年4月版

## ■目的に応じた各種資金

一般運転資金・設備資金のほか、経営不安防止のための地域経済活性化資金や創業資金、経営安定化借換資金など目的に応じた低利な資金があります。

## ■保証料補助

この制度を利用して融資を受けるには、栃木県信用保証協会の保証をつけなければなりません。足利市では、全資金の保証料(全部または一部)を補助します。

※年度内に融資実行になった資金に限ります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度の利用に係る保証料を除きます。

### ▶お申込み

以下の取扱金融機関を通じてお申し込みください。

足利銀行足利支店及び東支店・栃木銀行市内各支店  
足利小山信用金庫本店及び市内各支店  
群馬銀行足利支店及び足利南支店・東和銀行足利支店  
桐生信用金庫堀込支店・商工組合中央金庫足利支店

### ▶お問い合わせ

足利市産業観光部 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当

〒326-8601 足利市本城3丁目2145(本庁舎別館2階)

TEL 0284-20-2159(直通)

FAX 0284-20-2155

足利市 融資



## ■提出書類

### 1 申込書類一式・6枚1組（書式は取扱金融機関または保証協会にあります。）

- ・融資幹旋依頼書兼融資依頼書・信用保証委託申込書・申込人(企業)概要・信用保証依頼書
- ・個人情報取扱に関する同意書・「保証協会団信」加入意思確認書

### 2 決算書(写)・・・直近2期分を1部ずつ

申込日が決算期から6ヶ月以上経過している場合は試算表も添付

### 3 信用保証料補助に係る委任状(市ホームページから様式をダウンロードできます。)・・・1部

この書類の提出により足利市から保証料が全部または一部補助されます。(保証協会へ支払います。)

### 4 市税納税証明書(市税に未納がないことの証明(原本))・・・個人の場合 申込人のもの1部

概ね1か月以内に発行されたもの

法人の場合

個人および法人の代表者は、住民登録のある自治体で取得

会社のもの1部  
代表者(保証人)のもの1部

★市役所市民課(本庁舎1階)で発行しています。申請書の「市税に未納がないことの証明」欄にチェックを入れてください。

★創業間もない方で課税対象がなく、市税に未納がないことの証明書が取得できない方は「課税対象がないこと」を示す証明書のご提出をお願い致します。

## ■次の場合は下記の書類も必要となります。(※印については、市ホームページから様式を取り出せます。)

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 設備資金の申込                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、カタログまたは設計書・建築の場合 確認済証など</li> <li>・建築、内装資金で借地借家の場合 所有者の承諾書など</li> </ul> <p>※建築、内装資金の場合は必要書類が増える可能性があるため事前にご相談ください。</p>   |
| 地域経済活性化資金の申込                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業状況調査書(売上減少要件、粗利減少要件の場合) &lt;※&gt;</li> <li>・セーフティネット保証5号の認定書 &lt;※&gt;</li> </ul>   |
| 独立開業資金・事業転換資金・新分野進出資金の申込     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立創業誓約書 &lt;※&gt; ・独立創業資金受付チェックシート &lt;※&gt;</li> <li>・新規事業計画書 &lt;※&gt; ・取扱金融機関の所見 &lt;※&gt;</li> <li>・開業される方については、事業着手が確実であると証明ができる書類(商品発注書、賃借契約書、許認可業種は許認可証の写しなど)</li> </ul> |
| 新製品開発促進資金の申込                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請書等 &lt;※&gt; (保証協会または足利市に対して)</li> <li>県内研究機関の認定書 &lt;※&gt;</li> <li>足利市地域産業振興事業奨励補助金交付決定通知書</li> <li>国・栃木県の各種認定(新事業の開拓であると認められる事業の認定書)のいずれか</li> </ul>                      |
| 経営安定化借換資金の申込                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・借換計画書 &lt;※&gt;</li> </ul>  |
| 短期災害対策資金・長期災害対策資金の申込         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災証明書、あるいはセーフティネット保証3号、4号、5号、危機関連保証の認定書いずれか &lt;※&gt;</li> <li>★ただし、長期災害対策資金(運転資金・借換資金)については短期災害対策資金の利用実績があるものは上記の書類は不要</li> </ul>  |
| 長期災害借換資金(新型コロナウイルス感染症用)の申込   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・借換計画書兼売上高等確認書</li> <li>・売上高等の確認資料(決算書、売上台帳の写し等)</li> </ul>  |
| 業種によっては                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可業種は、許可・認可証の写し</li> <li>・建設業を営む方は受注工事明細書</li> </ul>   |
| 足利市融資制度(栃木県信用保証協会)を初めて利用する法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人商業登記簿謄本(写しでも可)</li> </ul>   |
| 事業承継計画を実行する中小企業              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継計画が確認できる資料(認定書の写し、事業承継計画書の写し等)</li> </ul>   |
| 「えるぼし」・「くるみん」認定企業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けたことを証明できる資料(認定書の写し等)</li> </ul>  |

## ■足利市制度要綱に定められた融資期間(一覧内に掲載してある期間)を超える期間の延長について

・利用中の市制度資金の融資期間を延長したい方が対象で、延長期間は3年が限度です。

・市税納税証明書(市税に未納がないことの証明)、融資期間の延長及び返済方法の変更申出書 <※>、金融機関・保証協会が必要とする書類が必要です。申し込みは、取扱金融機関へ。